

1. 概要

- (1) **主催**：葛飾区商店街連合会
  - (2) **趣旨**：葛飾区商店街連合会は、葛飾区の支援を得て、葛飾区内商店街と葛飾区内産業の活性化を目的とした、地域限定の「かつしかプレミアム付商品券」を発行し、葛飾区内の消費喚起と生活者支援に役立てる本事業を開催する。
  - (3) **対象領域**：本事業である「かつしかプレミアム付商品券」の使用対象地域は葛飾区内とする。
  - (4) **発行及び販売**：葛飾区商店街連合会が発行及び販売を行うこととする。
  - (5) **事業**：本事業の内容は次の通りとする。
- ① 商品券は、額面金額385,000,000円（1セット11,000円分、合計35,000セット）を葛飾区商店街連合会が発行する。
  - ② 商品券は、1枚500円券22枚綴り（11,000円分）を1セットとして、10%のプレミアムを付け、10,000円で販売する。
  - ③ 商品券は1セット22枚綴りのうち中小商店等使用券12枚、中小商店等・大型店共通使用券10枚とする。
  - ④ 商品券の購入方法は専用応募ハガキ等による事前予約販売とする。
  - ⑤ 事前予約販売の応募受付数が商品券の発行数を上回った場合は抽選とする。
  - ⑥ 専用応募ハガキ等による商品券の事前予約の購入限度額は、1人、3セット、30,000円までとする。
  - ⑦ 商品券の購入のための申込期間は平成29年4月25日（火）から平成29年5月29日（月・必着）までとし、応募受付数が商品券の発行数を上回った場合、平成29年6月2日（金）に抽選会を行う。
  - ⑧ 当選通知は平成29年6月27日（火）までに郵送する。但し当選通知を紛失した場合、再発行は行わない。
  - ⑨ 当選通知と商品券の引換期間は平成29年7月1日（土）から平成29年7月5日（水）までとする。
  - ⑩ 当選通知と商品券の引換販売は、葛飾区商店街連合会が指定する場所において行う。
  - ⑪ 1次販売で商品券が残った場合、1次販売での商品券の残数に対して繰上当選者数を確定し、1次販売での落選者のうちから、抽選会で決まった優先順位の高い順に、確定した繰上当選者に対して2次販売を行うこととする。なお、2次販売において商品券の残数が生じた場合、2次販売での商品券の残数に対して繰上当選者数を確定し、1次販売及び2次販売での落選者のうちから、抽選会で決まった優先順位の高い順に、確定した繰上当選者に対して3次販売を行うこととする。
  - ⑫ 2次販売及び3次販売の当選通知と商品券の引換えは葛飾区商店街連合会が指定する場所において行う。
  - ⑬ 商品券を使用できる期間は平成29年7月1日（土）から平成29年12月31日（日）までの期間とする。
  - ⑭ 専用応募ハガキ等による事前予約販売の応募受付数が、発行した商品券の数を下回った場合は、平成29年9月16日（土）に先着順による2次販売を行う。
  - ⑮ 先着順による2次販売の購入限度額は、残った商品券の枚数に応じて対応する。
  - ⑯ 先着順による2次販売は、葛飾区商店街連合会が指定する場所において行う。
  - ⑰ 商品券は、次のような場合には使用できない。
    - 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為。商品券を担保に供し、または質入れすること。
    - 取扱店における自社商品の購買又は商品の仕入等のような、自らの事業上の取引。
    - 換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等）の購入。たばこの購入。国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。固定資産の購入に係る支払い。
    - 発行者が商品券の使用に相応しくないと判断したもの。

## 2. 取扱店加盟資格

取扱店加盟の資格は、申込書の提出時点において、次の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 葛飾区内で小売業・飲食業・サービス業等の事業を営むもの。但し、風俗営業等・公序良俗に反する場合・葛飾区暴力団排除条例第2条1項に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く。
- (2) 葛飾区商店街連合会の加盟店であること。なお、葛飾区商店街連合会に加盟していない取扱店加盟希望者は、葛飾区商店街連合会の準会員として2,400円を負担したうえ、登録申込ができるものとする。但し、売場面積500㎡を超える大型店の加盟希望者は葛飾区商店街連合会事務局との協議とする。
- (3) 葛飾区商店街連合会に加盟している各商店会において、本来、帰属すべき商店会に加盟していない小売業者等の取扱店加盟の基準は各商店会に委ねる。
- (4) 葛飾区商店街連合会が指定した信用金庫又は信用組合本支店の口座を保有しているか、新たに口座を開設することとする。
- (5) その他、葛飾区商店街連合会会長が特に認めたもの。

## 3. 取扱店加盟方法

葛飾区商店街連合会は原則として商品券の取扱店加盟を公募でおこなう。

但し、葛飾区商店街連合会の正会員・準会員・賛助大型店会員（特別会員）はこの限りではない。

取扱加盟方法は以下の通りである。

- (1) 取扱店加盟の募集期間は、原則として平成29年4月3日（月）からとする。なお、商品券の有効期間内は随時募集するが、平成29年5月19日（金）までに取扱店加盟の申込手続きを完了しない取扱店は、葛飾区商店街連合会が発行する平成29年度版の「取扱店一覧表」には記載されない。
- (2) すでに取扱店として加盟している正会員・準会員・賛助大型店（特別会員）は、新たに加盟手続きの必要はない。
- (3) 葛飾区商店街連合会に所属する商店会会員からの新規の申込みは、各商店会の代表者が一括で新規分の商店会会員等の登録申込書（別紙1）を取り集め、葛飾区商店街連合会事務局へ持参して申込みとする。なお、賛助大型店会員（特別会員）の新規取扱店加盟の申込みは、店舗ごとに登録申込書（別紙1）に必要事項を記入し、葛飾区商店街連合会事務局へ持参し申込みとする。
- (4) 葛飾区商店街連合会に加盟していない取扱店加盟の希望者は、本事業の募集要項を承認の上、登録申込書（別紙1）を葛飾区商店街連合会事務局へ持参して申込みとする。但し、葛飾区商店街連合会に加盟していない売場面積500㎡を超える大型店の取扱店加盟希望者は、葛飾区商店街連合会事務局との協議とする。
- (5) 新規の「かつしかプレミアム付商品券」の取扱店加盟、申込方法についての説明会は、平成29年4月28日（金）に開催する。なお、「かつしかプレミアム付商品券取扱い説明会」は平成29年5月22日（月）に開催する。取扱店は必ず出席すること。

## 4. 指定金融機関

商品券発行者の指定する金融機関は、朝日信用金庫、亀有信用金庫、興産信用金庫、小松川信用金庫、城北信用金庫、東栄信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、青和信用組合、第一勸業信用組合、東信用組合の葛飾区商店街連合会が指定する各本支店とする。

## 5. 商品券の換金

取扱店は、口座を有する指定金融機関において使用された「商品券」、「取扱店加盟証」、「申込印」、「通帳」を持参のうえ、換金申込書を提出し換金を受けることとする。

但し、換金が可能な期間は、平成29年7月3日（月）から平成30年1月12日（金）までとし、期間を過ぎての換金には一切応じない。

## 6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、葛飾区商店街連合会が指定する掲示物を店頭付近に貼付する。
- (2) 商品券の提示を受けた際、商品券の額面に応じ現金同様の取扱い（サービス）を行う。  
なお、原則として商品券の受領に際しての釣銭は支払わないものとする。
- (3) 受領した商品券は、指定金融機関において商品券の換金を行うこととする。
- (4) 使用者が持ち込んだ商品券について「偽造防止がない」、「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに葛飾区商店街連合会事務局まで報告する。但し、こうした商品券を受領した場合、取扱店の責務とする。
- (5) 受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は取扱店の責務とする。
- (6) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は堅く禁ずる。
- (7) 商品券を受取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に**取扱店名を必ず記入**することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受取りを拒否する。
- (8) 受領した商品券は、ハサミ等で切り離さないこととする。切り離された商品券の換金には応じない。
- (9) 商品券の保管並びに管理には、細心の注意を払うこととする。
- (10) その他、本事業の目的に反するような行為は出来ない。

## 7. 取扱店加盟の取消しや辞退について

### (1) 取扱店加盟の取消しについて

下記に掲げる事項が発生した場合、葛飾区商店街連合会は当該取扱店加盟者に対し是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、発売期間開始前後に関わらず、当該加盟者の加盟の取消しを命じることとする。

- ① 募集要項や関係法令等の違反
- ② 必要手続きの不備

### (2) 取扱店加盟の辞退について

取扱店加盟決定後の辞退は認められない。但し、取扱店のやむを得ない事情により取扱いできない場合のみ取扱店加盟の辞退を認める。なお、葛飾区商店街連合会に支払った会費は返金しないものとする。

## 8. スケジュールについて

### (1) 取扱店加盟募集

平成29年4月3日（月）より募集する。すでに加盟している「かつしかプレミアム付商品券」の取扱店は新たな手続きはないものとする。但し、脱会希望者は平成29年5月19日までに申出ることとする。

## (2) 決定時期および決定通知

取扱店加盟の決定は、取扱店の申込み手続きをもって決定する。

取扱店については、平成29年度版「取扱店一覧表」又は、葛飾区商店街連合会の「かつしかプレミアム付商品券事業」公式サイト等で公表する。

また、取扱内容については、平成29年5月22日（月）に葛飾区商店街連合会は商品券の取扱い説明会を開催し、「取扱いの手引き」を配布する。

なお、「取扱いの手引き」は6月下旬に取扱加盟全店に順次郵送する。

## (3) 取扱店加盟証

取扱店加盟証の受け渡しは、平成29年6月14日（水）までに取扱店加盟した正会員・準会員・賛助大型店（特別会員）に対して平成29年6月下旬に順次郵送する。

但し、「取扱店加盟証」の再発行は有料（500円）とする。

## 9. 問い合わせ先

葛 飾 区 商 店 街 連 合 会

かつしかプレミアム付商品券運営事務局

TEL：03-5875-7391

FAX：03-5875-7392

(平日 午前9時から午後17時まで受付)

E-mail：[info@katsushikaku-premium.com](mailto:info@katsushikaku-premium.com)